

(郵政民営化に関する特別委員会)

郵便事業株式会社法案(閣法第八六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、郵政民営化を実施するため、郵便事業株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社の目的

郵便事業株式会社(以下「会社」という。)は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とする。

二、業務等

1 会社は、その目的を達成するため、郵便法の規定により行う郵便の業務及び国の委託を受けて行う印紙の売りさばき並びにこれらの業務に附帯する業務を営む。

2 会社は、1の業務のほか、その目的を達成するため、お年玉付郵便葉書等及び寄附金付郵便葉書等の発行並びにこれらの業務に附帯する業務を営むことができる。

3 会社は、1及び2の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を受け

て、1及び2の業務以外の業務を営むことができる。

### 三、社会貢献業務計画

会社は、総務省令で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする社会貢献業務の実施に関する計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

### 四、監督

1 会社は、新株等を引き受ける者の募集、事業計画、重要な財産の譲渡等、定款の変更の決議等については、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検査することができる。

### 五、施行期日

本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。